

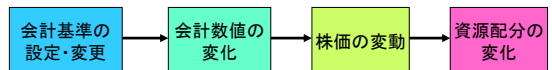
会計学2 第3回

会計規制の現状と展開方向(その2)

会計基準の経済的影響と 会計の政治化

会計基準の経済的影響

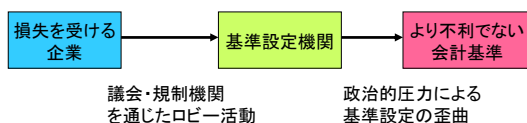
Economic Impacts of Accounting Standards



- 投資情報としての会計情報
- 投資者の投資行動の変化→株価の変動
- 株価＝企業価値
- 資金調達コストの変化→企業における得失の発生
- 会計基準はたんなる実態の写像ルールではない。

会計の政治化

Politicization of Accounting



- 会計基準の経済的影響から生じる1つの結果
- 会計原則や会計理論にもとづかない基準設定
- 基準間の首尾一貫性の喪失
- 基準の信頼性の低下

石油ガス会計基準FAS19

探査失敗コストの2つの処理方法

1. 成功部分原価法 Successful Efforts Cost Method
失敗コストの全額を当期損失処理
成功コストのみを資産に計上 ...その効果は？
① 探査結果を即時反映(用役可能性のみを資産計上)
② 利益の引き下げ効果
2. 全部原価法 Full Cost Method
探査コストをすべて資産に計上 ...その効果は？
① 探査結果を繰延べ(計算擬制的資産の計上)
② 利益の平準化効果

原価・費用・損失

- 原価(Cost) 製品等に移転した価値。
在庫分は費用化されず、貸借対照表に繰り越される。
- 費用(Expense) 経費。期間的に発生。
人件費、販売費、管理費など。
- 損失(Loss) 非経常的な負担
災害の被害、リストラのコスト、収益の稼得に直接貢献せず。

石油ガス会計基準FAS19

設例による理解

探査失敗コスト60。当期収益50。3年間均等償却。

	1年目	2年目	3年目
成功部分原価法	損失 60 利益 -10	損失 0 利益 50	損失 0 利益 50
全部原価法	損失 20 利益 30	損失 20 利益 30	損失 20 利益 30

いずれの方法でも、3年間の損失合計60と利益合計90は変わらない。

石油ガス会計基準FAS19 その設定から適用無期延期まで

1950年代半ばまで 成功部分原価法が支配的
1960年代～70年代前半 全部原価法が小規模会社で普及
生産量の87%を占める大企業は成功部分原価法を採用

- 1977年12月 FAS19 成功部分原価法を強制
- 1978年 8月 SECのASRs253, 2法の併用を容認
- 1979年 1月 第二次石油危機
- 1979年12月 FAS25 成功部分原価法強制を無期延期

小規模会社のSEC公聴会での発言

若い会社は、成功部分原価法による利益引き下げ効果を吸収するだけの収益力を持たないので、市場での資金調達のためには平準化された利益の報告が必要であった。

会計の政治化 その他の事例

1. 投資税額控除の会計

APB意見書No.2(1962), No.4(1964)

税額控除額を、①当期利益に計上するか、②投資資産の耐用期間に繰り延べるか。

2. 企業結合(買入のれん)の会計

FAS141, 142(2001年)

企業買収にともなう買入のれんを、①償却するか、②非償却とするか。

投資税額控除の会計

設例 Accounting for Investment Tax Credit

設備の耐用年数3年, 税額控除\$60

繰延法deferred method vs. 一括控除法flow-through method

	1年目	2年目	3年目
償却前利益	100	100	100
減価償却費	50	50	50
繰延法	控除額 20 純利益 70	控除額 20 純利益 70	控除額 20 純利益 70
一括控除法	控除額 60 純利益 110	控除額 0 純利益 50	控除額 0 純利益 50

投資税額控除の会計 政治化の経緯

1962年, APB(会計原則審議会)が繰延法を要求した意見書第2号を公表

その後, SECが2法併用を認めたASRs96を公表

- いずれの方法でも, 3年間の控除額合計60, 純利益合計210は変わらない。

企業結合の会計

概要 Accounting for Business Combination

1. A社がB社を190で買収
2. B社の純資産の簿価は100
3. 買入のれんは90(190-100)
 - 持分プーリング法 Pooling of Interests Method
B社の資産・負債を簿価で引き継ぐので, B/Sに買入のれんは計上されない。90は持分修正。
 - 買収法 Purchase Method
B社の資産・負債を買入価格(時価)で引き継ぐので, B/Sに買入のれんが計上される。

企業結合の会計 設例

のれん償却前利益50, 買入のれんを3年均等償却

	1年目	2年目	3年目
持分 プーリング法	のれん償却費 0 営業利益 50	のれん償却費 0 営業利益 50	のれん償却費 0 営業利益 50
買収法	のれん償却費30 営業利益 20	のれん償却費30 営業利益 20	のれん償却費30 営業利益 20

企業結合の会計 政治化の経緯

従来から企業の実態開示, 恣意性排除を理由に, 買収法への一本化を求める論調が強かった。

1999年 FASBが買収法一本化を要求した公開草案を公表。

ハイテク・IT産業を中心に反発。ベンチャー企業の衰退をもたらすと主張。

2001年 FASBが買収法一本化を要求したFAS141を公表。FAS142でのれん非償却・減損処理を要求。

- 3年間の利益合計は同額(150vs.60)にならない。

企業結合の会計

買入のれん非償却の論拠とその問題点

買入のれんの減少分は, 企業結合後の内生のれん(自己創設のれん)によって置き換えられる。

■ 問題点

自己創設のれんのB/S計上を認めたことになる。認識と測定が困難であり, 恣意的な会計処理につながるため従来は禁止されていた。

まとめ

- 会計基準は, 富の配分を左右することがあります。
- 不利な経済的影響を被る可能性のある利害者集団は, ロビーイング等を通じて会計基準を改廃しようとするインセンティブを持ちます。
- 概念フレームワークの目的の1つは, 会計の政治化を抑止することですが, 期待された役割を果たせないケースも観察されてきました。